

第105回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成30年3月29日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都港区西新橋一丁目14番1号
当社本店大会議室（2階）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目次

第105回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	4
事業報告	15
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告書	47
インターネット等による議決権行使のご案内	51

証券コード 4045
平成30年3月2日

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目14番1号
東 亞 合 成 株 式 会 社
代表取締役社長 高村 美己志

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますと、**平成30年3月28日(水曜日) 午後5時までに議決権を行使して下さいますよう**お願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、51頁から52頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 平成30年3月29日（木曜日）午前10時

2 場 所 東京都港区西新橋一丁目14番1号
当社 本店 大会議室（2階）

3 目的事項 報告事項

1. 第105期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

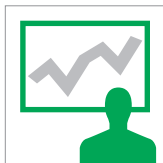
- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使とにより、重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

- ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
当社ホームページアドレス <http://www.toagosei.co.jp/>

議決権行使方法のご案内

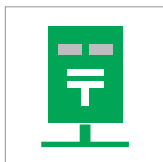
当日ご出席いただける場合



株主総会日時 平成30年3月29日（木曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、この「招集ご通知」をお持ち下さいますようお願い申し上げます。
なお、当日は午前8時30分に受付を開始いたします。

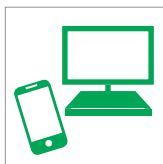
当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限 平成30年3月28日（水曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送下さい。



インターネット等によるご行使

詳細につきましてはP51～52をご覧ください。

行使期限 平成30年3月28日（水曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力下さい。

 **議決権行使サイト**：<https://www.web54.net>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

■ 期末配当に関する事項

当社は、当事業年度の業績、今後の事業展開、業績の進展等を総合的に勘案して、1株当たり20円を安定配当の標準とし、株主の皆様への安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、健全な財務体質を確立・維持することの重要性に留意しつつ、今後予想される競争激化に備えるための研究開発および設備投資の原資として活用してまいります。

第105期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその金額

当社普通株式1株につき13円とさせていただきますと存じます。この場合の配当総額は1,711,250,268円となります。なお、当事業年度は中間配当金13円をお支払いしておりますので、1株当たりの年間配当金は26円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月30日とさせていただきますと存じます。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号 1	再任 <small>たか むら みきし</small> 高 村 美己志 生年月日 昭和31年3月28日 所有する当社の株式数 67,242株	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
	【取締役候補者とした理由】 高村美己志氏は、主に当社の経営企画部門および管理部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績をもとに当社グループの経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。	昭和55年4月 当社入社 平成14年4月 当社管理部財務グループリーダー 平成17年4月 当社管理部人事・総務グループリーダー 平成18年4月 当社管理部人事・総務グループリーダー 兼管理部IR広報室長 平成20年4月 当社名古屋工場次長 平成22年3月 当社取締役管理部長 平成24年4月 当社取締役管理本部長 平成25年3月 当社取締役経営企画部長 平成27年3月 当社取締役副社長兼経営戦略本部長 平成27年11月 当社取締役社長 現在に至る

候補者 番号 2	<p>再任</p> <p>いし かわ のぶ ひろ 石川延宏</p> <p>生年月日 昭和30年1月8日</p> <p>所有する当社の株式数 36,464株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和52年4月 当社入社 平成13年4月 当社名古屋工場製造部生産技術グループリーダー 平成14年4月 当社名古屋工場第二製造部長 平成17年4月 当社アクリル事業部アクリルグループ主幹 平成19年4月 当社機能樹脂事業部光硬化型樹脂グループリーダー 平成20年3月 当社執行役員アクリル事業部長 平成22年3月 当社執行役員名古屋工場長 平成26年3月 当社取締役技術生産本部長 平成28年1月 当社取締役副社長兼経営戦略本部長 現在に至る</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>石川延宏氏は、主に当社の技術生産部門および事業部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績をもとに当社グループの経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号 3	<p>再任</p> <p>い とう かつ ゆき 伊藤克幸</p> <p>生年月日 昭和32年8月27日</p> <p>所有する当社の株式数 29,075株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 アロン化成株式会社事業支援部主幹 平成19年6月 同社経営企画部長 平成20年6月 当社退社 アロン化成株式会社取締役 平成27年3月 当社取締役管理本部長 平成29年1月 当社取締役グループ経営本部長兼グループ経営本部人材育成部長 現在に至る</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>伊藤克幸氏は、主に当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者となりました。</p>	

候補者 番号 4	<p>再任</p> <p>すず き よし たか 鈴木 義隆</p> <p>生年月日 昭和33年9月14日</p> <p>所有する当社の株式数 17,923株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和57年 4月 当社入社 平成24年 4月 当社名古屋工場次長 平成26年 4月 当社管理本部総務・法務部長兼管理本部人事部長兼管理本部IR広報室長 平成26年 9月 当社管理本部総務・法務部長兼管理本部人事部長 平成29年 3月 当社取締役管理本部長 現在に至る</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>鈴木義隆氏は、主に当社の管理部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者 番号 5	<p>再任</p> <p>すぎ うら しん いち 杉浦 伸一</p> <p>生年月日 昭和30年8月4日</p> <p>所有する当社の株式数 35,442株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和53年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社機能材料事業部光硬化型樹脂グループリーダー 平成19年 4月 当社基礎化学品事業部クロルアルカリグループリーダー 平成20年 3月 当社執行役員基礎化学品事業部長 平成25年 3月 当社取締役業務本部長 平成27年 3月 当社取締役アロン化成株式会社代表取締役社長 現在に至る</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>杉浦伸一氏は、主に当社の事業部門および当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者といたしました。</p>	

候補者 番 号 6	再任 社外 なかにし さとる 中西 智 生年月日 昭和28年8月31日 所有する当社の株式数 166株	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
	【社外取締役候補者とした理由】 中西 智氏は、金融機関での経歴と豊富な役員経験から培われてきた幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者いたしました。	昭和51年4月 株式会社三井銀行入行 平成16年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成18年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成21年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員 平成21年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 平成23年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表取締役 株式会社三井住友銀行代表取締役兼副頭取執行役員 平成25年4月 株式会社S M F Gカード&クレジット取締役 現在に至る 平成25年6月 株式会社セディナ代表取締役社長 現在に至る S M B C ファイナンスサービス株式会社取締役 現在に至る 平成29年3月 当社取締役 現在に至る

候補者 番 号 7	新任 けん じょう もり ゆき 兼定 盛 幸 生年月日 昭和32年4月18日 所有する当社の株式数 15,682株	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
	【取締役候補者とした理由】 兼定盛幸氏は、主に当社の営業部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。	昭和57年4月 当社入社 平成19年4月 当社業務部営業総括グループリーダー 平成24年3月 当社執行役員本店営業部長 平成28年1月 当社執行役員大阪支店長 平成30年1月 当社執行役員業務本部長兼業務本部物流部長 現在に至る

候補者 番号 8	<p>新任</p> <p>み ほ すすむ 美 保 享</p> <p>生年月日 昭和34年11月12日</p> <p>所有する当社の株式数 29,472株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和59年4月 当社入社 平成18年4月 当社技術統括部生産技術研究所長 平成18年12月 張家港東亞迪愛生化学有限公司総経理 平成24年2月 当社名古屋工場次長 平成25年4月 当社アクリル事業部モノマー・オリゴマーグループリーダー 平成28年3月 当社執行役員アクリル事業部長 平成29年1月 当社執行役員ポリマー・オリゴマー事業部長兼ポリマー・オリゴマー事業部新製品開発部長 平成30年1月 当社執行役員技術生産本部長兼研究開発本部長現在に至る</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>美保 享氏は、主に当社の技術生産部門および事業部門の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、業務執行の役割を十分に果たすとともに、取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>	

候補者 番号 9	<p>新任 社外</p> <p>こ いけ やす ひろ 小 池 康 博</p> <p>生年月日 昭和29年4月7日</p> <p>所有する当社の株式数 0株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和58年4月 慶應義塾大学理工学部助手 平成4年4月 慶應義塾大学理工学部助教授 平成9年4月 慶應義塾大学理工学部教授 現在に至る 平成16年4月 慶應義塾先端科学技術研究センター所長 平成22年4月 慶應義塾大学フォトニクス・リサーチ・インスティテュート所長 現在に至る 平成22年11月 学校法人慶應義塾評議員 現在に至る</p>
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>小池康博氏は、理工学部教授として培われてきた専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の経営体制がさらに強化できると判断したため、社外取締役候補者いたしました。</p>	

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の当社株式所有数には、東亞合成役員持株会における持分が含まれております。
3. 中西 智氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 中西 智氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 中西 智氏は、平成25年4月まで株式会社三井住友銀行において代表取締役兼副頭取執行役員を務めており、同行は当社の特定関係事業者（主要な取引先）であります。

6. 小池康博氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、中西 智氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。また、中西 智氏および小池康博氏の選任をご承認いただきました場合、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
8. 候補者全員は、平成28年3月30日開催の第103回定時株主総会においてご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に、賛成の意思を表明いたしております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって現任監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

		略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
候補者 番号 1	再任 社外 はら だ つとむ 原 田 力 生年月日 昭和26年4月15日 所有する当社の株式数 1,153株	昭和50年4月 株式会社三井銀行入行 平成14年6月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成15年6月 SMBCデリバリーサービス株式会社代表取締役社長 平成18年6月 SMBCビジネス債権回収株式会社代表取締役社長 平成19年10月 SMBC債権回収株式会社代表取締役社長 平成21年9月 室町殖産株式会社監査役 現在に至る 平成25年6月 SMBC債権回収株式会社代表取締役会長 平成27年3月 当社監査役 平成28年3月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 原田 力氏は、金融機関での経歴と豊富な役員経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。	

候補者 番号 2	<p>再任 社外</p> <p>きたむらやす お 北村康央</p> <p>生年月日 昭和40年3月8日</p> <p>所有する当社の株式数 2,633株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和63年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成8年4月 弁護士登録 平成13年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成19年10月 北村・平賀法律事務所開設 平成25年11月 株式会社雑貨屋ブルドッグ取締役 平成27年3月 当社監査役 平成28年3月 当社取締役（監査等委員） 現在に至る 平成29年10月 北村・平賀法律事務所パートナー 現在に至る</p>
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>北村康央氏は、同氏の弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。</p>	

候補者 番号 3	<p>新任</p> <p>こみね あきら 小峰朗</p> <p>生年月日 昭和29年6月2日</p> <p>所有する当社の株式数 26,153株</p>	<p>略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）</p> <p>昭和52年4月 当社入社 平成16年4月 トウアゴウセイ・アメリカ・インク社長 平成19年4月 当社執行役員大阪支店長 平成22年4月 当社執行役員本店営業部長 平成24年3月 当社執行役員MTアクアポリマー株式会社代表取締役社長 平成27年3月 当社取締役業務本部長 平成30年1月 当社取締役 現在に至る</p>
	<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>小峰 朗氏は、主に当社の営業部門および当社グループ会社の経営に携わっており、その豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>	

候補者 番号 4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div>	たかののぶひこ 高野信彦 生年月日 昭和31年10月8日 所有する当社の株式数 0株	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 高野信彦氏は、国税庁での経歴や税理士として培われた会計・税務に関する専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。		

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の当社株式所有数には、東亜合成役員持株会における持分が含まれております。
3. 原田 力氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 原田 力氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 北村康央氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 北村康央氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 高野信彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結できる旨、定款に定めております。現在、原田 力氏および北村康央氏との間で、上記責任限定契約を締結しております。なお、原田 力氏、北村康央氏、小峰 朗氏および高野信彦氏の選任をご承認いただきました場合、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
9. 候補者全員は、平成28年3月30日開催の第103回定時株主総会においてご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に、賛成の意思を表明いたしております。

以上

(ご参考) 独立社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものと判断する。

1. (1) 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人）であった者
- (2) 当社を主要な取引先とする者、またはその者が会社である場合はその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人）
- (3) 当社の主要な取引先である者、またはその者が会社である場合はその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他上級管理職にある使用人）
- (4) 当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他財産を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士等の会計専門家、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
- (5) 当社の大株主またはその者が会社である場合はその業務執行者
- (6) 当社から多額の寄付を受けている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
- (7) 上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者の配偶者または2親等内の親族
- (8) 過去3年間に於いて、上記（2）から（7）までのいずれかに該当していた者
2. 当社の社外取締役としての在任期間が8年を超える者

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）におけるわが国経済は、好調な企業収益や雇用・所得環境の改善などから、景気は緩やかに回復いたしました。世界経済は、米国、欧州など先進国経済が堅調に推移したほか、中国における構造改革が進展するなど新興国経済にも持ち直しの動きが見られました。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、原油をはじめとした資源価格は年中盤から上昇しましたが、回復基調が続く日本経済や中国における環境規制の影響などにより化学製品全般の需要が好調に推移いたしました。さらに、エレクトロニクスや自動車関連製品の需要も増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,447億8百万円（前年度比6.9%増収）、営業利益は174億5千3百万円（前年度比8.1%増益）、経常利益は184億9千2百万円（前年度比9.2%増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は遊休不動産の売却益が減少したことなどから129億1千1百万円（前年度比6.4%減益）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の概況は、次のとおりであります。

当社は、従来、報告セグメントを「基礎化学品事業」、「アクリル製品事業」、「機能製品事業」および「樹脂加工製品事業」の4つの区分としておりましたが、当連結会計年度から、「基幹化学品事業」、「ポリマー・オリゴマー事業」、「接着材料事業」、「高機能無機材料事業」および「樹脂加工製品事業」の5つの区分に変更いたしました。

この変更は、当連結会計年度を初年度とする中期経営計画「成長への軌道 2019」の戦略を推進するために、平成29年1月1日付で実施いたしました組織改編を反映したものであります。

なお、本セグメント区分の変更に伴い、前年度比につきましては、変更後の区分方法により作成した前連結会計年度の数値と比較しております。

基幹化学品事業

電解製品は、カセイソーダや無機塩化物の販売数量が好調に推移し、一部製品では販売価格の是正が進んだことなどから増収となりました。アクリルモノマー製品は、販売数量の増加に加え販売価格の是正を進めたことなどから増収となりました。工業用ガスは、底堅い需要に支えられ販売数量が増加したことなどから増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は666億3千万円（前年度比9.8%増収）となりました。

営業利益は、原燃料価格の上昇や固定費の増加は利益減少要因となりましたが、電解製品やアクリルモノマー製品の増販と価格は是正が寄与し、57億9千5百万円（前年度比24.6%増益）となりました。

ポリマー・オリゴマー事業

アクリルポリマーは、車載用材料や化粧品原料などに使用される高付加価値製品の販売好調により増収となりました。アクリルオリゴマーは、フィルムコーティングや電子材料などに使用される光硬化型製品の販売が好調に推移し増収となりました。高分子凝集剤は、販売価格は低下しましたが販売数量の増加により増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は280億9千6百万円（前年度比5.2%増収）となりました。

営業利益は、アクリルオリゴマーは増益となりましたが、高分子凝集剤の採算悪化やアクリルポリマーの固定費増加などから、44億2千9百万円（前年度比3.6%減益）となりました。

接着材料事業

瞬間接着剤は、コンビニエンスストア向けや工業用途向けの販売が好調に推移し増収となりました。機能性接着剤は、高機能情報端末などに使用される反応型接着剤の販売が伸長したことなどから増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は120億1千万円（前年度比3.1%増収）となりました。

営業利益は、機能性接着剤は販売好調により増益となりましたが、国内における瞬間接着剤の広告宣伝費が増加したことなどが利益を圧迫し、26億5千9百万円（前年度比6.8%減益）となりました。

高機能無機材料事業

高純度無機化学品は、旺盛な半導体需要により液化塩化水素など高純度製品の販売が拡大したことから増収となりました。無機機能材料は、快適で衛生的な生活に対する関心の高まりに伴い、無機抗菌剤、消臭剤、防カビ剤などアメニティ製品の販売が順調に伸長し増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は77億9千1百万円（前年度比16.2%増収）となりました。

営業利益は、高純度無機化学品や無機機能材料の増販が寄与し、23億9千7百万円（前年度比34.4%増益）となりました。

樹脂加工製品事業

管工機材製品は、販売価格は弱含みで推移しましたが販売数量の増加により増収となりました。建材・土木製品は、ほぼ前年並みの販売となりました。ライフサポート製品は、新製品投入などが寄与し増収となりました。エラストマーは、医療や飲料分野向けの販売が好調に推移し増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は268億2千8百万円（前年度比1.4%増収）となりました。

営業利益は、ライフサポート製品やエラストマーは増益となりましたが、管工機材製品の販売価格下落と原料価格値上がりの影響などから、19億4千6百万円（前年度比4.5%減益）となりました。

その他の事業

新規製品の研究開発事業、輸送事業、商社事業などにより構成される当セグメントは、売上高は33億5千万円（前年度比6.1%増収）、営業利益は2億1千8百万円となりました。

セグメント別の売上高

セグメント	第104期 平成28年12月期	第105期 平成29年12月期 (当連結会計年度)	前年度比増減	
			金額	率
基幹化学品事業	60,707百万円	66,630百万円	5,922百万円	9.8%
ポリマー・オリゴマー事業	26,715	28,096	1,380	5.2
接着材料事業	11,648	12,010	362	3.1
高機能無機材料事業	6,706	7,791	1,085	16.2
樹脂加工製品事業	26,447	26,828	380	1.4
その他の事業	3,156	3,350	193	6.1
合計	135,382	144,708	9,325	6.9

(注) 当社は、従来、報告セグメントを「基礎化学品事業」、「アクリル製品事業」、「機能製品事業」および「樹脂加工製品事業」の4つの区分としておりましたが、当連結会計年度から、「基幹化学品事業」、「ポリマー・オリゴマー事業」、「接着材料事業」、「高機能無機材料事業」および「樹脂加工製品事業」の5つの区分に変更いたしました。前年度比増減につきましては、変更後の区分方法により作成した前連結会計年度の数値と比較しております。

② 設備投資および資金調達の状況

設備投資の総額は、100億7千8百万円でありました。

その内容は、トウアゴウセイ・タイランド・カンパニー・リミテッドにおけるアクリルポリマー製造設備の新設、当社名古屋工場におけるカセイカリ製造設備の更新および各工場における設備の保全、保安、合理化投資が主なものであります。

これらの設備投資の資金につきましては、主として自己資金を充当いたしました。

③ 対処すべき課題

当社グループは、2025年の東亜合成グループビジョンを策定し、そのビジョンを実現するための第一歩として、2017年から2019年までの3年間を対象とする中期経営計画「成長への軌道 2019」を実行しております。本中期経営計画2年目となる今年は、下記の事項に重点的に取り組み、成長に向けた歩みを確かなものいたします。

① 新製品・新事業の創出

顧客ニーズに基づく継続的な新規テーマの発掘と早期実績化を図ります。

② 海外事業展開の加速

トウアゴウセイ・タイランドの第1期プロジェクトを着実に立ち上げ東南アジア市場における高付加価値事業を拡大するとともに、M&Aなど成長投資案件の探索を進めます。

③ 経営基盤の強化

基幹事業の抜本的改革、グループ全体の間接業務の効率化を進めるとともにCSRマネジメントを徹底し、経営基盤のさらなる強化に努めます。

<2025年のグループビジョン>

- ・ 技術と高付加価値製品で存在感のある化学企業グループ
- ・ 国内外で生産販売活動を展開している海外売上高比率25%以上の化学企業グループ
- ・ 事業拡大を担う優秀で意欲的な社員を豊富に擁する化学企業グループ
- ・ 安定した収益基盤を有する売上高2,000億円以上の化学企業グループ

<中期経営計画「成長への軌道 2019」連結数値目標>

	2019年目標
売上高	1,550 億円
営業利益	180 億円
売上高営業利益率	11.6 %
親会社株主に帰属する当期純利益	125 億円

(注) 2019年目標の前提条件：ナフサ価格 32,000円/KL、為替 105円/USD

④ 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第102期 平成26年12月期	第103期 平成27年12月期	第104期 平成28年12月期	第105期 平成29年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	148,912	139,848	135,382	144,708
営業利益 (百万円)	12,015	12,347	16,147	17,453
経常利益 (百万円)	12,892	13,201	16,935	18,492
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,414	6,696	13,801	12,911
1株当たり当期純利益(円)	63.88	50.86	104.83	98.08
総資産 (百万円)	201,168	208,018	219,520	239,338
純資産 (百万円)	157,349	163,020	173,003	187,487
1株当たり純資産額(円)	1,159.65	1,201.46	1,276.10	1,387.36

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 2. 平成27年7月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行いました。平成26年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第102期 平成26年12月期	第103期 平成27年12月期	第104期 平成28年12月期	第105期 平成29年12月期 (当期)
売上高 (百万円)	96,606	89,576	86,523	94,403
営業利益 (百万円)	8,001	8,878	11,430	12,965
経常利益 (百万円)	11,152	12,041	13,741	15,910
当期純利益 (百万円)	8,380	9,309	10,783	12,032
1株当たり当期純利益(円)	63.62	70.71	81.91	91.41
総資産 (百万円)	176,909	187,534	197,869	215,301
純資産 (百万円)	118,059	126,232	133,076	146,717
1株当たり純資産額(円)	896.52	958.84	1,010.89	1,114.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。
 2. 平成27年7月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行いました。平成26年12月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

⑤ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
アロン化成株式会社	4,220	100.00	樹脂加工製品の製造販売
MTエチレンカーボネート株式会社	480	90.00	エチレンカーボネートの製造
MTアクアポリマー株式会社	460	51.00	高分子凝集剤の製造販売
大分ケミカル株式会社	450	91.15	アクリル酸等の製造
東亜テクノガス株式会社	400	100.00	工業用ガスの製造販売
株式会社TGコーポレーション	174	100.00	化学工業製品の販売
東亜ビジネスアソシエ株式会社	40	100.00	不動産売買の仲介、管理および事務代行等
東亜興業株式会社	25	100.00	運送事業
東亜物流株式会社	16	100.00	運送事業
アロン包装株式会社	10	100.00	接着剤の包装充填業務
北陸東亜物流株式会社	10	90.00	運送事業
四国東亜物流株式会社	10	70.00	運送事業
トウアゴウセイ・アメリカ・インク	千米ドル 6,100	100.00	接着剤の製造販売
張家港東亜迪愛生化学有限公司	千元 60,891	76.12	光硬化型樹脂の製造販売
トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド	千ホンコンドル 10,988	100.00	接着剤の販売
東亜合成(珠海)有限公司	千ホンコンドル 9,188	100.00	接着剤の製造販売
東昌化学股份有限公司	千ニュータイワンドル 15,000	51.00	光硬化型樹脂の製造販売
台湾東亜合成股份有限公司	千ニュータイワンドル 5,000	100.00	光硬化型樹脂の販売
トウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド	千シンガポールドル 60,571	100.00	アクリル製品の製造販売
トウアゴウセイ・タイランド・カンパニー・リミテッド	千タイバーツ 260,000	100.00	アクリル製品の製造販売

- (注) 1. 上記の議決権比率には、子会社を通じて間接的に所有する議決権を含んでおります。
2. 連結子会社は20社、持分法適用会社は2社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑥ 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

セグメント	製品	売上高構成比
基幹化学品事業	カセイソーダ、カセイカリ、次亜塩素酸ソーダなどの電解製品、硫酸、工業用ガス、アクリル酸、アクリル酸エステルなどのアクリルモノマー等	46.0%
ポリマー・オリゴマー事業	アクリルポリマー、高分子凝集剤、光硬化型樹脂などのアクリルオリゴマー等	19.4%
接着材料事業	瞬間接着剤、機能性接着剤等	8.3%
高機能無機材料事業	高純度無機化学品、無機機能材料等	5.4%
樹脂加工製品事業	管工機材製品、建材・土木製品、ライフサポート製品、エラストマー等	18.5%
その他の事業	輸送事業、商社事業等	2.4%
合計		100.0%

⑦ 主要な事業所（平成29年12月31日現在）

① 当社

本店：東京都港区西新橋一丁目14番1号

営業所：本店営業部（東京都港区）、大阪支店（大阪市）、名古屋支店（名古屋市）、四国営業所（香川県坂出市）、福岡営業所（福岡市）

工場：名古屋工場（名古屋市）、横浜工場（横浜市）、高岡工場（富山県高岡市）、徳島工場（徳島県徳島市）、坂出工場（香川県坂出市）、川崎工場（川崎市）、広野工場（福島県双葉郡広野町）

研究所：R & D総合センター（名古屋市）、先端科学研究所（茨城県つくば市）

② 子会社等

国内：アロン化成株式会社（東京都ほか）、MTエチレンカーボネート株式会社（東京都ほか）、MTアクアポリマー株式会社（東京都ほか）、大分ケミカル株式会社（大分県大分市）、株式会社TGコーポレーション（東京都ほか）、東亜テクノガス株式会社（名古屋市）ほか

国外：トウアゴウセイ・アメリカ・インク（米国）、張家港東亞迪愛生化学有限公司（中国）、トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド（中国）、東亞合成（珠海）有限公司（中国）、東昌化学股份有限公司（台湾）、台湾東亞合成股份有限公司（台湾）、トウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド（シンガポール）、トウアゴウセイ・タイランド・カンパニー・リミテッド（タイ）ほか

⑧ 使用人の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
基幹化学品事業	396名	増減なし
ポリマー・オリゴマー事業	385名	15名増
接着材料事業	321名	5名減
高機能無機材料事業	97名	1名減
樹脂加工製品事業	556名	7名減
その他の事業	240名	34名減
全社(共通)	398名	14名増
合計	2,393名	18名減

(注) 1. 退職者、企業集団外への出向者は除いております。

2. 当社は、従来、報告セグメントを「基礎化学品事業」、「アクリル製品事業」、「機能製品事業」および「樹脂加工製品事業」の4つの区分としておりましたが、当連結会計年度から、「基幹化学品事業」、「ポリマー・オリゴマー事業」、「接着材料事業」、「高機能無機材料事業」および「樹脂加工製品事業」の5つの区分に変更いたしました。前連結会計年度末比増減につきましては、変更後の区分方法により作成した前連結会計年度末の数値と比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,197名	8名増	45.97歳	22.25年

(注) 退職者、出向者は除いております。

⑨ 主要な借入先 (平成29年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,286百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,860
農林中央金庫	1,300
株式会社百十四銀行	950
三井住友信託銀行株式会社	911

2 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

① 株式の総数

発行可能株式総数 275,000,000株（前期末比 増減なし）

発行済株式の総数 131,996,299株（前期末比 増減なし）

② 株主数

16,877名（前期末比 497名減）

③ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,937 千株	4.51 %
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,818	4.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,646	4.29
東 亞 合 成 取 引 先 持 株 会	4,243	3.22
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	3,562	2.71
東 亞 合 成 グ ル ー プ 社 員 持 株 会	2,871	2.18
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,824	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	2,344	1.78
農 林 中 央 金 庫	1,972	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,968	1.50

（注）持株比率は、自己株式（361,663株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

① 取締役の状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高村 美己志	
代表取締役副社長	石川 延宏	経営戦略本部長
取締役	野村 聡一	技術生産本部長兼研究開発本部長
取締役	小峰 朗	業務本部長
取締役	伊藤 克幸	グループ経営本部長兼グループ経営本部人材育成部長
※取締役	鈴木 義隆	管理本部長
取締役	杉浦 伸一	アロン化成株式会社 代表取締役社長
取締役	坂井 悦郎	東京工業大学物質理工学院特任教授
※取締役	中西 智	株式会社セディナ 代表取締役社長 株式会社SMFGカード&クレジット 取締役 SMB Cファイナンスサービス株式会社 取締役
取締役(常勤監査等委員)	加藤 秀雄	
取締役(監査等委員)	原 一夫	税理士(原一夫税理士事務所) 科研製菓株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	原田 力	室町殖産株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	北村 康央	弁護士(北村・平賀法律事務所パートナー)

- (注) 1. ※印は平成29年3月30日開催の第104回定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
2. 平成29年3月30日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、取締役三浦良二は、任期満了により退任しました。
3. 取締役坂井悦郎、同中西 智、同原 一夫、同原田 力、同北村康央は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役坂井悦郎、同中西 智、同原 一夫、同原田 力、同北村康央の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役(監査等委員を除く)、執行役員、使用人等からの情報収集および重要な会議への出席ならびに内部監査部門等との十分な連携を通じ、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
6. 監査等委員原 一夫は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
7. 監査等委員原田 力は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

8. 当社は平成13年4月1日より執行役員制度を導入しております。執行役員は平成29年12月31日現在下記のとおりであります。

執行役員	永野英美	(本店営業部長)
執行役員	原寿	(高機能無機材料事業部長兼高機能無機材料事業部高純度無機化学品部長)
執行役員	兼定盛幸	(大阪支店長)
執行役員	佐藤明生	(名古屋工場長兼技術生産本部名古屋工場電解再構築プロジェクトリーダー)
執行役員	高橋伸宏	(R&D総合センター長)
執行役員	犬飼	(東亜ビジネスアソシエ株式会社代表取締役社長兼グループ経営本部情報システム部長)
執行役員	川浦義章	(東亜物流株式会社代表取締役社長兼東亜興業株式会社代表取締役社長)
執行役員	藤原亮輔	(横浜工場長兼川崎工場長)
執行役員	鈴木芳文	(株式会社TGコーポレーション代表取締役社長)
執行役員	森義和	(MTアクアポリマー株式会社代表取締役社長)
執行役員	澤田和章	(高岡工場長)
執行役員	青田重行	(経営戦略本部アクリル海外展開プロジェクトリーダー)
執行役員	中谷隆	(接着材料事業部長)
執行役員	美保享	(ポリマー・オリゴマー事業部長兼ポリマー・オリゴマー事業部新製品開発部長)
執行役員	山田容敬	(名古屋支店長兼東亜テクノガス株式会社代表取締役社長)
執行役員	西尾竜生	(経営戦略本部経営企画部長)
執行役員	宮崎浩	(徳島工場長)
執行役員	古川史人	(基幹化学品事業部長)

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役坂井悦郎および中西 智ならびに監査等委員である取締役4名との間で、会社法第423条第1項の責任について、10百万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額	定時株主総会決議による役員報酬年額
取締役（監査等委員でない） （うち社外取締役）	10名 （3名）	201百万円 （18百万円）	年額3億円以内（平成28年3月30日決議）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	41百万円 （26百万円）	年額6千万円以内（平成28年3月30日決議）
合 計 （うち社外取締役）	14名 （6名）	242百万円 （44百万円）	

（注）当社は使用人兼務取締役に對し、使用人分給与（賞与を含む）は支給していません。

④ 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職に関する事項

社外役員の重要な兼職につきましては、「3 会社役員に関する事項 ① 取締役の状況」に記載のとおりです。当社は、いずれの会社とも特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 坂 井 悦 郎	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席しました。物質理工学院特任教授としての専門的な知識や経験から、適宜必要な発言を行っております。
取締役 中 西 智	平成29年3月30日就任以降に開催された取締役会10回すべてに出席しました。金融機関における豊富な役員経験や知見から、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 原 一 夫	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査等委員会16回のうち15回に出席しました。いずれも、主に税理士としての専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 原 田 力	当事業年度に開催された取締役会13回および監査等委員会16回のすべてに出席しました。いずれも、金融機関における豊富な役員経験や知見から、適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 北 村 康 央	当事業年度に開催された取締役会13回および監査等委員会16回のすべてに出席しました。いずれも、主に弁護士としての専門的な知見から、適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

①当社の当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

50百万円

②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人より聴取を行い、会計監査人の独立性、監査の品質を確認し、監査計画の内容、会計監査人の職務の遂行状況を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、張家港東亞迪愛生化学有限公司、トウアゴウセイ・ホンコン・リミテッド、東亞合成（珠海）有限公司、東昌化学股份有限公司、台湾東亞合成股份有限公司、トウアゴウセイ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドおよびトウアゴウセイ・タイランド・カンパニー・リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合、必要と認めるときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査の有効性・効率性を勘案し、会計監査人の変更が妥当であると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

《業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要》

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を、以下のとおり決議しております。

① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①行動憲章

当社は、企業理念「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」の下に、当社および子会社から成る東亜合成グループ全ての役員・使用人を対象として、「東亜合成グループ行動憲章」および「東亜合成グループ行動基準マニュアル」を定め、当社および子会社の役員・使用人に対しその周知・徹底を図る。

②取締役会

当社取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」に従い、経営上重要な事項を決定するとともに、経営の健全性と効率性双方の観点から取締役の業務執行の監督を行う。

③監査等委員会および監査部

(イ)監査等委員会設置会社である当社は、当社および子会社の取締役・使用人の職務執行については、監査等委員会の定める監査方針に従い、監査等委員会の監査対象とする。

(ロ)常勤監査等委員は、出席した重要会議において報告を受けた事項等に関し、定期的に開催する監査等委員会において、非常勤の監査等委員との間で情報の共有を図ることとする。

(ハ)当社は、監査部を設置し、当社および子会社のコンプライアンスの状況、業務の適正性に関する内部監査を実施する。監査部は、その結果を適宜、監査等委員会および代表取締役に報告する。

④コンプライアンス委員会

(イ)当社は、「コンプライアンス委員会規程」を制定し、代表取締役社長が指名する、担当取締役および社外委員で構成するコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、東亜合成グループ全体のコンプライアンスの実践状況を監督・調査し、必要に応じ勧告を行う。

(ロ)当社は、東亜合成グループにおける内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン（コンプライアンス・ホットライン）」を設け、当該ホットラインについては子会社の役員・使用人も利用可能とする。当該ホットラインの機関は、当社内窓口と顧問弁護士事務所の2系統とする。また、当社は、当該制度に基づく通報を行った者に対し、不利益な取扱いを行わない。

(ハ)当社は、当社および子会社の役員・使用人を対象とするコンプライアンス教育を随時実施する。

⑤ C S R 推進会議

当社は、「C S R 推進会議規程」を制定し、C S R 推進会議を設置する。C S R 推進会議は、東亞合成グループのC S R（企業の社会に対する責任）を果たすための取り組み状況を、監査により確認する。C S R 推進会議議長は、必要と認める都度会議を開催し、当該監査結果の報告を受け、今後の施策について審議する。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決することを、東亞合成グループ行動憲章および東亞合成グループ行動基準マニュアルに定め、当社および子会社の役員・使用人への周知・徹底を図る。

平素から警察等の外部専門機関と情報交換を行うなど協力関係を確立し、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」その他の関連内規に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務の執行にかかる文書および電磁的記録を適切に保存・管理するとともに、取締役が当該情報に随時閲覧可能な体制とする。

③ 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理

当社は、「東亞合成グループリスク管理規程」を制定し、代表取締役社長が指名する担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、当社および子会社の事業上の重要なリスクを把握し横断的なリスク検討・分析を行い、リスクごとに責任担当者および担当部署を定め、適切な事業継続計画（BCP）を策定し、予防・回避を目的としたリスクマネジメントを行う。

② 危機事態への対応

当社は、「東亞合成グループリスク管理規程」および「東亞合成グループ危機事態対応規程」に基づき、当社または子会社に不測の事態が発生した場合には、規程に定める連絡体制に従い情報を収集のうえ、発生した危機事態の程度に応じて当社代表取締役社長の指揮のもとグループ対策本部を設置し、損害の拡大を防止し最小限化を図る。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 執行役員制度

当社は、執行役員制度を導入して経営と執行を分離し、的確な意思決定、効率的な業務執行の実現および業務執行責任の明確化を図る。

② 中期経営計画

当社は、取締役会決議により東亜合成グループ全体を網羅する中期経営計画および各事業年度計画を決定し、これに基づき全社および各部門の目標を定めて管理する。

③ 経営会議

経営会議は、取締役会においてより慎重な審議を行うため取締役会付議事項の事前審議を行うとともに、経営会議規則に則り、取締役会付議事項に次ぐ業務執行に関する重要事項にかかる審議・決定および個別の業務執行にかかる実務的な協議等を行い、各業務執行取締役の連携を確保し職務執行の効率性を図る。

④ 取締役会の決定に基づく業務執行

当社は、「組織・職務権限・職務分掌規程」に従い、各コーポレート部門・各執行部門の責任者およびその責任、業務執行手続の詳細について定める。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

各子会社は、「関係会社管理規程」に従い、業務執行状況・財務状況など経営管理に必要な情報を、当社管轄責任部門に対し定期的に報告するとともに、子会社が重要な経営判断を行うにあたっては、「関係会社管理規程」に従い当社に報告のうえ承認を得る。各子会社は、オール東亜予算会議等において各子会社の経営状況・財務状況などにつき、当社に報告を行う。

⑥ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の子会社管理制度

当社は、「関係会社管理規程」に従い、各子会社が営む事業に応じて各社毎に定めた管轄責任部署および支援部門を設置し、子会社の業務遂行に対する管理および支援を行う。当社経営戦略本部は、東亜合成グループ全体の経営戦略を策定し、全体的総括的な子会社管理業務を行う。

② その他の支援体制

当社は、主要な子会社に対して、当社で利用する基幹業務システムの提供、間接業務を請け負う子会社の運営など子会社業務の効率化に資する支援を実施する。

⑦ 当社監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために監査部を設置し、当社使用人を監査等委員会の専任スタッフとして配置する。

⑧ ⑦の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当該スタッフの独立性を確保するため、監査部には、複数の専任スタッフを配置し、当該使用人についてはもっぱら指揮命令権を監査等委員会に委譲し、当該社員の人事異動・考課等は、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

⑨ 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

① 経営会議付議事項の報告

法令、定款その他内規に定められた報告の他、当社経営会議事務局は、監査等委員会に対して経営会議に付議された事項および報告された事項について原則として月例報告を行う。

② 取締役・使用人の報告体制

取締役・使用人の報告体制について定める内規に従い、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人は、当社の業務あるいは業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するほか、監査等委員会の求めに応じて必要な報告を行う。

③ 企業倫理ヘルプライン

当社は、「コンプライアンス委員会規程」に従い、「企業倫理ヘルプライン（コンプライアンス・ホットライン）」の運用状況、内部調査結果を定期的に監査等委員会に報告する。

④ 内部統制部門

内部統制室は、監査等委員に対し内部統制の運用状況について報告を行うほか、監査等委員会と定期的に情報共有を行うなど密接な連携を保つ。

⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる費用の方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。通常の監査費用以外に緊急の監査費用が発生するときは、当該請求にかかる費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、予め定めた所定の手続に従いこれに応じる。

⑪ 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、いつでも必要に応じて、当社取締役および使用人に対して監査等委員会への報告を求めることができる。また、監査等委員会は、会計監査人から会計監査計画および実施結果の説明を受ける等定期的に情報交換を行い、監査等委員会、監査部および会計監査人間の相互の連携を図る。

《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般について

- ・内部統制室は、取締役会および監査等委員に対し内部統制の運用状況について定期報告をそれぞれ1回実施したほか、監査等委員会へ随時出席し情報共有を行った。

② コンプライアンスについて

- ・当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、当社事業所およびグループ各社のコンプライアンス施策の実施状況を監督・調査し、改善勧告を行った。
- ・当社グループの役員・使用人を対象とするコンプライアンス教育を定期的かつ継続的に実施した。

③ リスク管理について

- ・当事業年度においてリスク管理委員会を2回開催し、グループ全体のリスクを把握・管理するため、リスクの洗い出しや評価、対策の策定、対策状況のチェックなどを行った。

④ 子会社経営管理について

- ・当事業年度においてオール東亞予算会議を開催し、各子会社の経営状況・財務状況を確認した。
- ・当社管轄責任部門は、各子会社の経営状況・財務状況を定期的に把握し、当社経営会議または当社取締役会に報告を行った。

⑤ 取締役の職務の執行について

- ・当事業年度において取締役会を13回開催し、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の監督を行った。
- ・経営会議を原則として毎週開催し、取締役会付議事項の事前審議、重要な経営事項の審議や重要な業務推進上の報告等を行った。

⑥ 監査等委員会の職務の執行について

- ・当事業年度において監査等委員会を16回開催し、当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行を監査した。
- ・監査等委員会は、複数の専任スタッフを配置した監査部を通じて、当社および子会社のコンプライアンスの状況、業務の適正性に関する内部監査を実施した。
- ・法令、定款その他内規に定められた報告の他、経営会議付議事項や当社の業務あるいは業績に影響を与える重要な事項について、取締役・使用人からの報告を受けた。
- ・監査等委員会は、内部統制室・会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図った。

6 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年3月29日開催の当社第94回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、平成22年3月30日開催の当社第97回定時株主総会、平成25年3月28日開催の当社第100回定時株主総会および平成28年3月30日開催の当社第103回定時株主総会において、それぞれ所要の変更を行ったうえで、買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております（以下、継続された現在の買収防衛策を「本プラン」といいます）。なお、当社は特別委員会を設置し、特別委員会委員として、北村康央、佐藤勝、安田昌彦の3氏を選任しております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、平成28年2月4日付の当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご参照下さい。

（当社ホームページ…<http://www.toagosei.co.jp/>）

①本プランの導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、本プランに違反をした大規模買付者および濫用的買収者ならびにこれらの者と一定の関係にある者等）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、企業価値ないし株主共同の利益を確保・向上することを目的として導入されたものです。

②本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(イ)対象となる大規模買付行為

次の（i）から（iii）までのいずれかに該当する行為（ただし、取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (i) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (iii) 上記（i）または（ii）に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本（iii）において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま）

(ロ)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提供していただきます。

(ハ)大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとしま。なお、当該取締役会評価期間は、必要な範囲内で最大30日間延長することができるものとしま。

(二)特別委員会の勧告および取締役会の決議

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(ホ)株主意思確認総会の開催

上記(二)にかかわらず、下記のいずれかの事由に該当し、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）において対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。

- (i) 特別委員会が対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合
- (ii) 取締役会が、当該大規模買付行為が、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれがあると判断した場合

株主意思確認総会において、対抗措置の発動または不発動について決議された場合、取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

③本プランの特徴

(イ)基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定したうえで、導入されたものです。

(ロ)特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

(ハ)株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、当社第103回定時株主総会において本プランの導入に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(二)適時開示

取締役会は、本プラン上の必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。

(ホ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成31年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、取締役会は、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

④株主および投資家の皆様への影響

(イ)本プランの効力発生時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プランの効力発生時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ)新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

③ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社は、前記②①記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えております。特に本プランは、(a)当社第103回定時株主総会において本プランの導入について株主の皆様のご意思を確認させていただいており、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとしている点において株主の皆様のご意思を重視していること、(b)対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、(c)独立性の高い特別委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、特別委員会はさらに独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、(d)対抗措置の発動または不発動その他必要な決議に関する判断の際によるべき基準が設けられていること等から、当社は、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

この事業報告の記載金額は、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除き百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

（単位 百万円）

科 目	金	額
売上高		144,708
売上原価		102,106
売上総利益		42,601
販売費及び一般管理費		25,148
営業利益		17,453
営業外収益		
受取利息及び配当金	818	
持分法による投資利益	338	
その他	315	1,472
営業外費用		
支払利息	96	
為替差損	38	
その他	297	433
経常利益		18,492
特別利益		
固定資産売却益	369	
投資有価証券売却益	446	
補助金収入	37	853
特別損失		
固定資産処分損	444	
減損損失	205	650
税金等調整前当期純利益		18,695
法人税、住民税及び事業税	5,062	
法人税等調整額	382	5,445
当期純利益		13,250
非支配株主に帰属する当期純利益		339
親会社株主に帰属する当期純利益		12,911

連結株主資本等変動計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	20,886	16,799	120,999	△278	158,407
当期変動額					
剰余金の配当			△3,422		△3,422
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,911		12,911
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△300			△300
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△300	9,488	△11	9,176
当期末残高	20,886	16,498	130,488	△289	167,584

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その 他 の 包括利益累計額 合 計		
当期首残高	7,955	1,922	△296	9,582	5,012	173,003
当期変動額						
剰余金の配当						△3,422
親会社株主に帰属する 当期純利益						12,911
自己株式の取得						△11
自己株式の処分						0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△300
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,127	△38	369	5,458	△150	5,308
当期変動額合計	5,127	△38	369	5,458	△150	14,484
当期末残高	13,082	1,884	73	15,040	4,862	187,487

計算書類

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	115,089	流動負債	54,714
現金及び預金	25,369	買掛金	9,689
受取手形	4,081	短期借入金	6,483
売掛金	24,385	リース債務	5
有価証券	47,000	未払金	6,982
商品及び製品	5,793	未払費用	1,615
原材料及び貯蔵品	2,898	未払法人税等	1,788
関係会社短期貸付金	1,869	前受金	38
前払費用	119	預り金	28,112
繰延税金資産	592	固定負債	13,868
その他の流動資産	2,999	長期借入金	5,647
貸倒引当金	△20	リース債務	16
固定資産	100,211	繰延税金負債	6,388
有形固定資産	39,023	関係会社事業損失引当金	41
建物	10,419	長期末払費用	889
構築物	3,063	その他の固定負債	886
機械装置	11,536		
車両運搬具	15	負債合計	68,583
工具器具備品	1,247		
土地	12,302	純資産の部	
リース資産	21	株主資本	133,939
建設仮勘定	417	資本金	20,886
無形固定資産	409	資本剰余金	19,366
設備利用権	131	資本準備金	18,031
ソフトウェア	277	その他資本剰余金	1,334
投資その他の資産	60,778	利益剰余金	93,976
投資有価証券	32,169	利益準備金	3,990
関係会社株式	19,014	その他利益剰余金	89,986
関係会社出資金	1,048	圧縮記帳積立金	734
関係会社長期貸付金	6,950	圧縮記帳特別勘定積立金	177
長期前払費用	497	別途積立金	16,415
前払年金費用	1,597	繰越利益剰余金	72,658
その他の投資その他の資産	160	自己株式	△289
貸倒引当金	△659	評価・換算差額等	12,778
		その他有価証券評価差額金	12,778
資産合計	215,301	純資産合計	146,717
		負債・純資産合計	215,301

損益計算書 (平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		94,403
売上原価		66,591
売上総利益		27,812
販売費及び一般管理費		14,847
営業利益		12,965
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,013	
その他	321	3,334
営業外費用		
支払利息	131	
その他	257	389
経常利益		15,910
特別利益		
固定資産売却益	363	
投資有価証券売却益	446	
補助金収入	28	838
特別損失		
固定資産処分損	401	
減損損失	158	
関係会社事業損失引当金繰入額	41	
貸倒引当金繰入額	5	607
税引前当期純利益		16,141
法人税、住民税及び事業税	3,772	
法人税等調整額	335	4,108
当期純利益		12,032

株主資本等変動計算書（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）

（単位 百万円）

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	20,886	18,031	1,334	19,366	3,990	856	—	16,415	64,105	85,366
当期変動額										
圧縮記帳積立金の積立						38			△38	—
圧縮記帳積立金の取崩						△160			160	—
圧縮記帳特別勘定積立金の積立							177		△177	—
剰余金の配当									△3,422	△3,422
当期純利益									12,032	12,032
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△121	177	—	8,553	8,609
当期末残高	20,886	18,031	1,334	19,366	3,990	734	177	16,415	72,658	93,976

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△278	125,340	7,735	7,735	133,076
当期変動額					
圧縮記帳積立金の積立		—			—
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
圧縮記帳特別勘定積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△3,422			△3,422
当期純利益		12,032			12,032
自己株式の取得	△11	△11			△11
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			5,043	5,043	5,043
当期変動額合計	△11	8,598	5,043	5,043	13,641
当期末残高	△289	133,939	12,778	12,778	146,717

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月7日

東亜合成株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田達也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜合成株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜合成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月7日

東亜合成株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 櫛田達也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜合成株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査の方針、職務の分担等に従い、監査部及び内部統制室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月8日

東亜合成株式会社 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 加 藤 秀 雄 ㊟

監査等委員 原 一 夫 ㊟

監査等委員 原 田 力 ㊟

監査等委員 北 村 康 央 ㊟

(注) 監査等委員原 一夫、原田 力及び北村康央は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。



議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設していませんので、ご了承下さい。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>



スマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

議決権行使のお取扱いについて

- 1 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力下さい。
- 2 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成30年3月28日（水曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 3 インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 4 インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 5 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- 1 パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号と同様に、大切にお取扱い下さい。
- 2 パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続下さい。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイト

検索

<https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

●本サービスの利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使」についての詳細内容を必ずお読みください。
ご利用のブラウザが最新バージョンに更新されていることを確認してください。

次へすすむ 閉じる

<その他のご案内>

- 議決権行使コードが電子通知で利用可能
- 議決権行使コードが紙媒体で利用可能
- 電子通知が利用可能の場合は、電子通知の受信確認が必要です
- 紙媒体で議決権行使コードが利用可能な場合は、紙媒体の受信確認が必要です

次へすすむ 閉じる

「次へすすむ」を
クリック

2 ログインする

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードが紙媒体で利用可能な場合は、紙媒体の受信確認が必要です。
●電子通知が利用可能な場合は、電子通知の受信確認が必要です。
●紙媒体で議決権行使コードが利用可能な場合は、紙媒体の受信確認が必要です。

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

お手元の議決権行使書
用紙に記載された「**議決
権行使コード**」を入力し、
「**ログイン**」をクリック

3 パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、「次へ」ボタンをクリックしてください。
●パスワードが半角英数字のみで構成される場合は、必ず2つのパスワードで入力してください。
●パスワードをお忘れの場合は、パスワードをリセットしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

次へ

パスワード: ソフトウェアキーボード

次へ

お手元の議決権行使書
用紙に記載された「**パ
スワード**」を入力し、
「**次へ**」をクリック

以降は画面の指示にしたがって賛否をご送信下さい。

システムにかかる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

- 1 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- 2 ウェブブラウザおよびPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	ウェブブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver.7~9	Adobe® Reader® Ver.9
Windows® Ver.7	Internet Explorer® Ver.8~11	Adobe® Reader® Ver.11
Windows® Ver.8.1	Internet Explorer® Ver.11	Adobe® Reader® Ver.11

* Windows、Windows Vista、およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

* AdobeおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- 3 ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにして下さい。
- 4 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認下さい。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031 受付時間 9:00~21:00

その他のご照会は、下記にお問い合わせ下さい。

- 1 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。
- 2 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎0120-782-031

受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場案内図



会場

〒105-8419 東京都港区西新橋一丁目14番1号 (東亜合成ビル)
当社本店大会議室 (2階)

電話

(03) 3597-7215

交通

都営地下鉄・三田線内幸町駅 (A3出口) 下車、徒歩1分
東京メトロ・銀座線新橋駅 (8番出口) 下車、徒歩7分
都営地下鉄・浅草線新橋駅下車、徒歩7分
J R 線・新橋駅 (日比谷口) 下車、徒歩7分

※お車でのご来場はご遠慮願います。

UD FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを
使用しています。